

千葉県移住・二地域居住ポータルサイト運営業務企画提案仕様書

1 委託業務の名称

千葉県移住・二地域居住ポータルサイト運営業務

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注する「千葉県移住・二地域居住ポータルサイト運営業務」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は受託者決定後、協議の上、千葉県が作成する。

3 業務の目的

千葉県移住・二地域居住ポータルサイト「ちばらしい暮らし」について、県及び県内市町村の移住関連情報を一元的に発信すること等により情報発信力を強化し、より多くの移住・二地域居住希望者、地域企業への就業希望者、ワーケーション実施企業等を本県に呼び込むため、本ポータルサイトの運営を行うとともに、必要となるコンテンツや機能の追加・改修等を行う。

4 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

5 企画提案にあたっての留意事項

次の（1）から（7）について留意しながら「6 業務内容」について企画提案を行うこと。

（1） 本ポータルサイトの運営について

より多くの移住・二地域居住希望者や地域企業への就業希望者、ワーケーション実施企業等を本県に呼び込むという本事業の目的を達成するため、本ポータルサイトを運営していくにあたり、どのような点を工夫して運営していくのか記載すること。（本県の特色を踏まえた内容とともに、企画提案者が提案内容を実現するために提供する運営体制について具体的に記載すること）。

（2） インタビュー記事の作成について

インタビュー記事を作成するにあたり、本事業の目的を達成するため、どういった点を重視して記事を作成するのか記載すること。

(3) 技術的サポート体制の明記

本ポータルサイトに掲載された空き家バンクの登録物件情報について、全国版空き家バンクとのAPIを用いたデータ連携機能を稼働予定であること、CMS(WordPress)による投稿・編集権限を県が許諾したユーザー(市町村等)ごとに付与していること等から、本事業の受託者には、これらの機能の保守管理及び必要に応じた改修、関係事業者との連絡調整、ユーザーサポート等について対応可能な技術的水準を有していることが求められる。このため、これらの機能の技術的サポート体制について具体的に記載すること。

(4) ホスティング環境の明記

企画提案者が提供する本ポータルサイトのホスティング環境について、次の点に留意しつつ、具体的に記載すること。

ア クラウドサービスを利用する場合は、当該サービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAPP)へ登録されているかを明記すること。

イ それ以外の場合には、別紙1「セキュリティ要件」に適合するホスティング環境であることがわかるよう記載すること。

(5) アクセス解析・レポートについて

使用するツールと具体的な分析方法を明記すること。

(6) アクセス数の向上策について(任意)

現在、本ポータルサイトは毎月4万ページビューを超える水準で推移しているが、更にアクセス数を向上させるための提案があれば具体的に記載すること。

(7) 自由提案(任意)

その他、本ポータルサイトの価値向上につながる提案があれば具体的に記載すること(ただし、本業務の委託上限額を超えない提案とすること)。

6 業務内容

千葉県移住・二地域居住ポータルサイト「ちばらしい暮らし」(<https://lifestyle.chiba.jp/>)の運営を行うとともに、必要となるコンテンツや機能の追加・改修等を行う。

(1) 基本方針・共通事項

本業務を受託し、本ポータルサイトの運営を行うとともに、必要となるコンテンツや機能の追加・改修等を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

- ア アクセシビリティ、ユーザビリティを重視し、利用者がスムーズに情報収集できるポータルサイトとなるようにすること。
- イ レスポンシブデザインにより、スマートフォンやタブレット端末でアクセスした場合であっても自動的にサイズを変更し、レイアウトが適切に表示されるようにすること。また、URLがパソコン用のページと同一となるようにすること。
- ウ 「日本工業規格（JIS）JIS X 8341-3:2016」のウェブアクセシビリティ適合レベルAAに準拠することを原則とする。ただし、運用上の理由により一部コンテンツを除外する場合がある。なお、本仕様書における「準拠」という対応度の表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン - 2021 年 4 月版」で定められた表記による。
- エ 多くの利用者が主要な検索エンジンのキーワード検索を利用して本ポータルサイトに流入することを考慮して、本サイトが検索結果の上位に表示されるよう、適切なSEO対策を行うこと。
- オ Google Chrome、Safari、Microsoft Edge、Firefoxの最新版に対応すること。
- カ 本業務の完了後、他の事業者が本業務を引き継いだ場合に支障とならないよう留意すること。

（2）現在の受託者からの業務引継ぎ

- ア 本業務の受託後速やかに、現在の受託者からの業務の引継作業に着手し、2か月を目途に完了すること。
- イ 本業務の引継作業にあたっては、その着手前に全国版空き家バンクの運営事業者であるアットホーム株式会社と、全国版空き家バンクに関する秘密保持契約を締結すること。

（3）インタビュー記事の作成

- ア 移住者や二地域居住の実践者、移住・二地域居住をサポートする団体、個人へのインタビュー記事（ちばの人）
 - ・ 本県への移住者や二地域居住の実践者、移住・二地域居住をサポートする団体、個人を取材し、インタビュー記事を掲載する。
 - ・ 移住・二地域居住の検討者に本県で暮らすことの魅力を訴求し、暮らしをイメージできるようなものとなるよう工夫すること。

- ・ インタビュー記事は年度ごとに3本以上作成することとし、取材対象者や掲載スケジュールについては、別途協議により定める。

イ 千葉ならではの働き方を実践している県内在住者等へのインタビュー記事（ちばで働く）

- ・ 本県の特色や優位性を生かした、千葉ならではの働き方を実践している県内在住者等を取材し、インタビュー記事を掲載する。
- ・ インタビュー記事は年度ごとに3本以上作成することとし、掲載スケジュールについては別途協議により定める。
- ・ 取材対象者・内容については受託者が提案し、県と協議の上決定する。

ウ 千葉でのワーケーションの受入れや実施をしている事業者や企業等へのインタビュー記事（ちょっとちかばでワーケーション）

- ・ 本県でワーケーションの受入れを行っている自治体や事業者及びワーケーションを実施している企業等を取材し、インタビュー記事を掲載する。
- ・ インタビュー記事は年度ごとに1本以上作成することとし、取材対象者や掲載スケジュールについては別途協議により定める。

（4） 全国版空き家バンクとのデータ連携機能の維持管理・サポート

本ポータルサイトに掲載された空き家バンクの登録物件情報と、国土交通省から選定された全国版空き家バンクであるアットホーム空き家バンク（<https://www.akiya-athome.jp/>）との、APIを用いたデータ連携機能について維持管理を行うとともに、必要に応じた改修等を行う。

ア 同じく国土交通省から選定された全国版空き家バンクであるLIFULL HOMES空き家バンク（<https://www.homes.co.jp/akiyabank/>）とのデータ連携機能についても実装を指示する場合がある。

イ アのデータ連携機能の実装は本業務の範囲内とする。

（5） ポータルサイトの価値向上のための改修等

本ポータルサイトの価値を向上し、より多くの移住・二地域居住検討者等を本県に呼び込むため、コンテンツの改修等を行う。

ア アクセス解析等に基づき、コンテンツの改修を行う。

イ その他必要に応じてデザインやコンテンツをリニューアルするなど、ポータルサイトの魅力向上に取り組むこと。

（6） 掲載情報の更新・最新化

ア 統計情報の最新化

- ・市町村の基本情報やデータで見る千葉など、統計情報を用いて作成しているコンテンツについて、年度ごとに1回以上データの更新を行う。
- ・データの更新時期については、別途協議の上定める。

イ 市町村情報の最新化

各市町村の支援制度や生活環境等の情報について、必要に応じて最新化のためのサポート等を行うこと。

ウ 「ちばで働く」の更新・最新化

- ・ワークスペースや特集に関する掲載情報について、県の指示に基づき、情報更新、登録等を行う。
- ・県が年度ごとにワークスペースへ施設情報の更新の有無を照会するので、受託事業者において回答を受け付け、必要な更新を行う。
- ・その他掲載コンテンツについて、必要に応じて追加、見直し等を行う。

エ 「ちょっとちかばでワーケーション」の更新・最新化

- ・モデルコース、プログラム、特集及びワーケーション施設に関する掲載情報について、県の指示に基づき、情報更新、登録等を行う。
- ・県が年度ごとにワーケーション施設へ施設情報の更新の有無を照会するので、受託事業者において回答を受け付け、必要な更新を行う。
- ・その他掲載コンテンツについて、必要に応じて追加、見直し等を行う。

オ ウェブアクセシビリティ方針の改訂・試験結果の公表

- ・必要に応じてウェブアクセシビリティ方針を改訂すること。
- ・年1回以上ウェブアクセシビリティ試験を実施し、本ポータルサイトで結果を公表すること。

カ その他コンテンツの更新・最新化

他のコンテンツについても、情報の陳腐化等を防ぐため、積極的に掲載情報の更新・最新化を行うこと。

(7) CMSの維持管理・サポート

本ポータルサイトは、県が許諾したユーザー（市町村等）ごとに、CMS（WordPress）による投稿・編集権限を付与していることから、これを適切に維持管理すること。

- ・専門知識を有しない者でも自らの管理ページを直感的に編集し、効率よく情報を発信できるよう、必要に応じてCMSの見直しやマニュアルの更新等を行うとともに、必要なサポートや技術的助言を行うこと。

- ・ 県の指示に従い、IDの発行、管理を行うこと。
- ・ CMSのセキュリティ管理及びソフトウェアのアップデート対応等を行うこと。
- ・ 年1回、市町村職員向けにCMS操作研修を実施すること（オンライン可）。

（8） ポータルサイトの保守管理等

ポータルサイトの円滑な運用のため、次のとおり保守管理業務を行うこと。

ア サーバ環境の維持管理

- ・ ポータルサイトの運用状況に応じて、安定した稼働に必要となるサーバ環境を用意すること。
- ・ サーバ環境の維持管理に要するホスティング契約等は受託者において行う。
- ・ サーバ環境の維持管理等に要する経費は本契約の委託料に含まれる。

イ ドメインの維持

- ・ 本ポータルサイトの運用には、現行のドメイン（life-style.chiba.jp）を使用する。
- ・ ドメインの維持に必要となる更新等の手続きは受託者において行う。
- ・ ドメインの維持に要する経費は本契約の委託料に含まれる。

ウ ドメインの第三者再取得防止措置

- ・ 令和5年度までちょっとちかばでワーケーションにおいて使用していたドメイン（chiba-workation.jp）について、第三者による再取得を防止するため必要な措置を行う。

エ セキュリティ要件

- ・ セキュリティ要件については、別紙1のとおり。

オ システム運用管理

- ・ 委託期間中のサーバの管理運用、システム監視、障害発生時等の対応等を行い、安定したポータルサイトの運用を維持すること。

カ セキュリティ管理

- ・ 不正アクセスや不正プログラム等に対して、万全なセキュリティ管理を行い、これらを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること。

キ バックアップ管理

- ・ 定期的にデータのバックアップを行い、障害時のデータ復旧やデータの紛失、破損等に備えること。

ク ログの蓄積・管理

- ・ 情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるため、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログの蓄積、また、アクセス解析や分析に関するログ等を蓄積し、保管すること。

ケ 監査管理

- ・ システムの監査及び点検を行い、システムに問題がないかどうかをチェックすること。
- ・ システムの不具合や脆弱性が判明した場合の迅速なプログラム改修・復旧作業を行うこと。

コ アクセス解析・レポート

- ・ 各コンテンツページの月ごとアクセス数が把握できるようにするとともに、アクセス解析・分析ツールにより、検索流入キーワードや利用者の属性、滞在時間等の閲覧行動を分析できるようにすること。
- ・ アクセス解析・分析に関するレポートを、年度ごとに2回以上作成すること。
- ・ レポートの提出時期については別途協議により定める。

(9) 知見に基づく助言・サポート等

ポータルサイトの運用全般について、受託者の有する知見やアクセス解析結果に基づき、県への助言やサポートを行うこと。

(10) 業務の進行管理

業務の実施に当たっては、業務実施計画書を作成の上、進行管理を行うこと。

7 成果物及び検査確認

(1) 成果物

本業務の成果物として年度ごとに以下のものを納入すること。ただし、紙媒体について協議により一部を省略することができる。

| | 名称 | 納品形態・部数 | 備考 |
|---|------------------------|----------------------|--------------|
| ア | 業務完了届 | ・紙媒体 1部 ・電子データ 一式 | |
| イ | 本業務の実績報告書 | ・紙媒体 1部 ・電子データ 一式 | 業務実績の概要等 |
| ウ | 追加・改修した機能に関する 詳細な資料 | ・紙媒体 1部 ・電子データ 一式 | 機能の仕様等がわかるもの |

| | | | |
|---|-------------------------|----------------------|--|
| エ | 追加・改修したコンテンツに関する詳細な資料 | ・紙媒体 1部 ・電子データ 一式 | コンテンツデータ含む |
| オ | 保守管理等に関する詳細な資料 | ・紙媒体 1部 ・電子データ 一式 | 保守管理の実績がわかるもの |
| カ | 追加した写真素材及びデザイン素材 | ・電子データ 一式 | ・写真素材 (JPEG・PNG) ・デザイン素材 (JPEG・PNG及びai) |
| キ | ウェブアクセシビリティ試験結果 | ・紙媒体 1部 ・電子データ 一式 | |
| ク | その他本業務で生じた資料のうち県が指示する資料 | ・紙媒体及び電子データ 一式 | |

(2) 検査

受託者は、7(1)で定める成果物を提出し、県の検査を受けなければならない。

8 業務実施体制

本業務が円滑に実施され、かつ高い事業成果の獲得が可能な体制を構築するため、本業務の責任者・担当者を配置すること。やむを得ず、本業務の責任者・担当者を変更する場合は、事前に県へ報告すること。

9 経 費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含む。

なお、経費の算出に当たっては、年度ごとに次の①、②、③の経費をそれぞれ算出すること。

| |
|--|
| ① ポータルサイト運営経費 (②、③を除く) |
| ② コンテンツ「ちばで働く」(https://life-style.chiba.jp/work/) に関する経費 (対応するホスティング費用等、保守管理に要する経費を含む) |
| ③ コンテンツ「ちょっとちかばでワーケーション」(https://life-style.chiba.jp/workcation/) に関する経費 (対応するホスティング費用等、保守管理に要する経費を含む) |

10 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに、成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行に当たり受託者が独自に作成した著作物も成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

1.1 本契約終了時の業務引継ぎ

受託者は、本契約が終了するときは、その原因の如何を問わず、県の指定する者に対して、本業務の引継ぎを実施するものとする。

1.2 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、受託者は県と必要な協議及び打ち合わせを行い、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、隨時協議の上、定めるものとする。

セキュリティ要件

1 侵害対策

(1) 通信回線対策

ア 通信経路の分離

不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離するとともに、業務目的、所属部局等の情報の管理体制に応じて内部のネットワークを通信回線上で分離すること。

イ 不正通信の遮断

通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。

ウ 通信のなりすまし防止

情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の接続を防止する機能を備えること。

エ サービス不能化の防止

サービスの継続性を確保するため、情報システムの負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量の抑制等によってサービス停止の脅威を軽減する機能を備えること。

(2) 不正プログラム対策

ア 不正プログラムの感染防止

不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

イ 不正プログラム対策の管理

システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。

(3) 脆弱性対策

ア 構築時の脆弱性対策

情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

イ 運用時の脆弱性対策

運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。

2 不正監視・追跡

(1) ログ管理

ア ログの蓄積・管理

情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、委託者が指定する期間保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。

イ ログの保護

ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能及び消去や改ざんの事実を検出する機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざんの脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。

ウ 時刻の正確性確保

情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

(2) 不正監視

ア 侵入検知

不正行為に迅速に対処するため、情報システムで送受信される通信内容の監視及びサーバ装置のセキュリティ状態の監視等によって、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。

イ サービス不能化の検知

サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷状態を検知する機能を備えること。

3 アクセス・利用制限

（1）主体認証

情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体の認証を行う機能として、ID／パスワードの方式を採用し、主体認証情報の推測や盗難等のリスクの軽減を行う機能として、パスワードの複雑性及び指定回数以上の認証失敗時のアクセス拒否などの条件を満たすこと。

（2）アカウント管理

ア ライフサイクル管理

主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。

イ アクセス権管理

情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

ウ 管理者権限の保護

特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

4 機密性・完全性の確保

（1）通信経路上の盗聴防止

通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信内容を暗号化する機能を備えること。

（2）保存情報の機密性確保

情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存できないようにすることに加えて、保存された情報を暗号化する機能を備えること。

（3）保存情報の完全性確保

情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。

5 情報窃取・侵入対策

（1）情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、記憶装置のパスワードロック、暗号化等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

(2) 侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

6 障害対策（事業継続対応）

(1) システムの構成管理

情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。

(2) システムの可用性確保

サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として1日を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

7 サプライチェーン・リスク対策

(1) 受託者（再委託先含む）において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

情報システムの構築において、委託者が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。

(2) 調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策

機器等の製造工程において、委託者が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

8 利用者保護

(1) 情報セキュリティ水準低下の防止

情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。

（2）プライバシー保護

情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。